
自費解体ガイド

～解体費用の立替えと払戻し～

令和6年8月26日

石川県・環境省





「自費解体ガイド～解体費用の立替えと払戻し～」について



全壊・半壊家屋等の所有者等が公費解体申請を行わず、自ら解体事業者に依頼して解体・撤去（自費解体）の費用を立替え、市町から払戻しを受ける場合（費用償還）について、その事務が円滑に実施されるよう、費用償還のフローや留意点、参考となる情報等を石川県及び環境省が連携して整理

自費解体ガイド ～解体費用の立替えと払戻し～

- 「自費解体（解体費用の立替えと払戻し）の手引き」（環境省作成）及び「石川県お役立ち情報」（石川県作成）の内容について、わかりやすく整理

自費解体（解体費用の立替えと払戻し） の手引き

環境省作成

- 費用償還に当たって、市町村、申請者、解体事業者における各手順や、市町村・申請者における留意事項等を示すとともに、よくある質問や申請書・見積書の標準様式を掲載。

- 費用償還について
- 費用償還の手続きフロー
- 費用償還の留意事項
- 費用償還の算定方法
- よくある質問
- 参考資料

自費解体（解体費用の立替えと払戻し） 石川県お役立ち情報

石川県作成

- 自費解体（解体費用の立替えと払戻し）チラシのひな形や、各市町の案内状況、自費解体（解体費用の立替えと払戻し）の実施例、解体工事が実施可能な事業者、県内の産業廃棄物処理施設などの情報を掲載。

- 自費解体（解体費用の立替えと払戻し）チラシのひな形
- 各市町における自費解体の案内状況
- 自費解体（解体費用の立替えと払戻し）の実施例
- 解体工事ができる事業者
- 県内の産業廃棄物処理施設など

自費解体（解体費用の立替えと払戻し） の手引き（概要）



1. 自費解体（解体費用の立替えと払戻し）について

自費解体（解体費用の立替えと払戻し）の制度

被災した損壊家屋等を解体・撤去するに当たって、市町村が損壊家屋等を解体・撤去する「公費解体」のほか、所有者が自ら費用負担して解体事業者と契約し解体・撤去を行い、市町村が所有者に対して解体・撤去費用を償還する「自費解体（解体費用の立替えと払戻し）」がある。

【制度対象】

公費解体と同様に災証明書（又は被災証明書）で「全壊」と判定された建物（特定非常災害の場合は、「半壊」以上の建物が対象）

※申請に当たって公費解体とは異なる書類や写真等が必要

※費用負担の適正化の観点から、当該事業を行う際には市町村において事前に制度設計を行うことが必要

【自費解体の費用額の算定】

自費解体の費用額の算定の考え方は、**公費解体を行った場合と同じ。公費解体と同様に算定した金額の範囲内であれば、自費解体の費用全額が償還**

**解体費用
(合計金額)**

=

解体費

+

運搬費

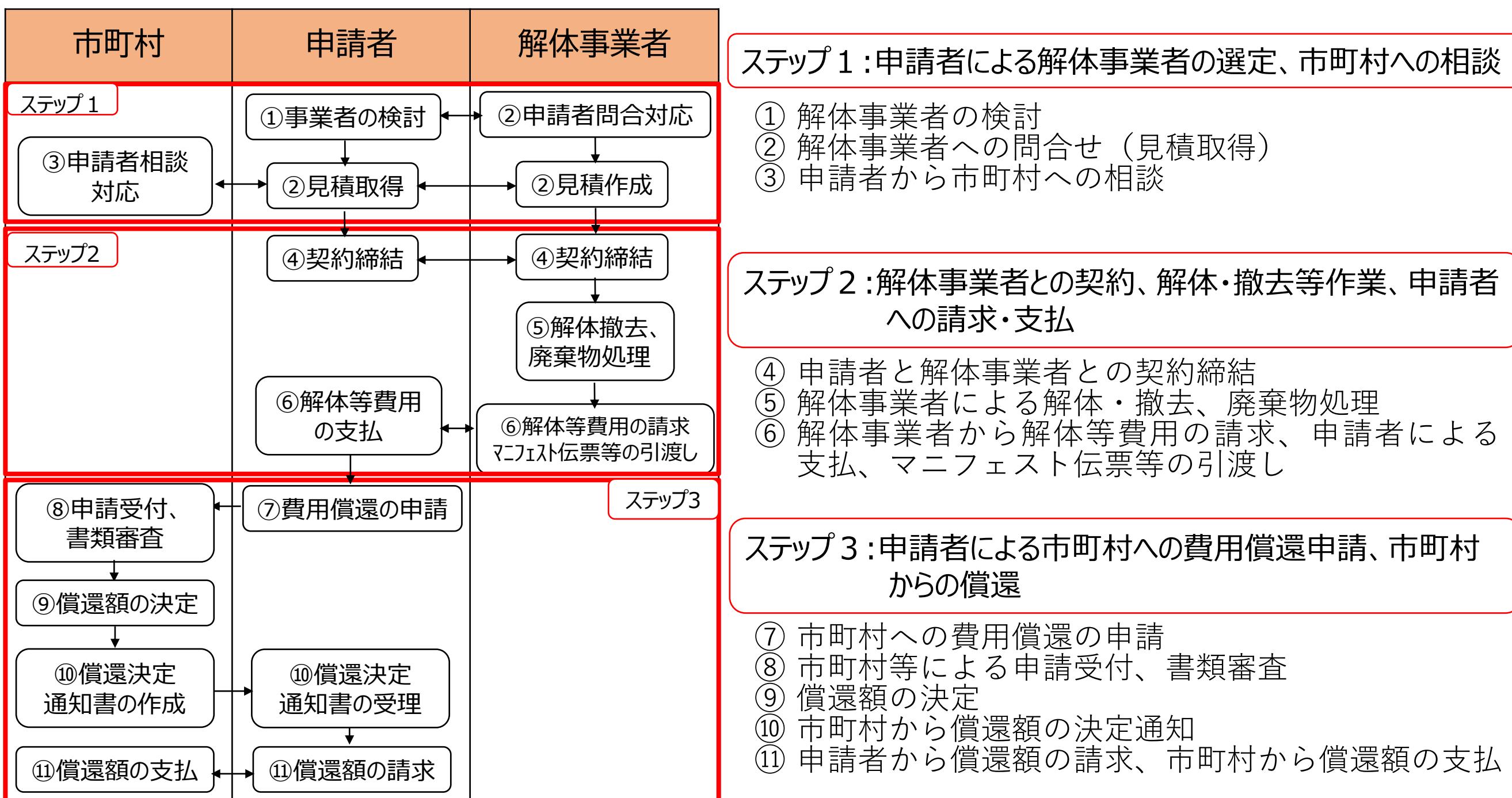
+

処分費

2. 自費解体（解体費用の立替えと払戻し）の手続フロー

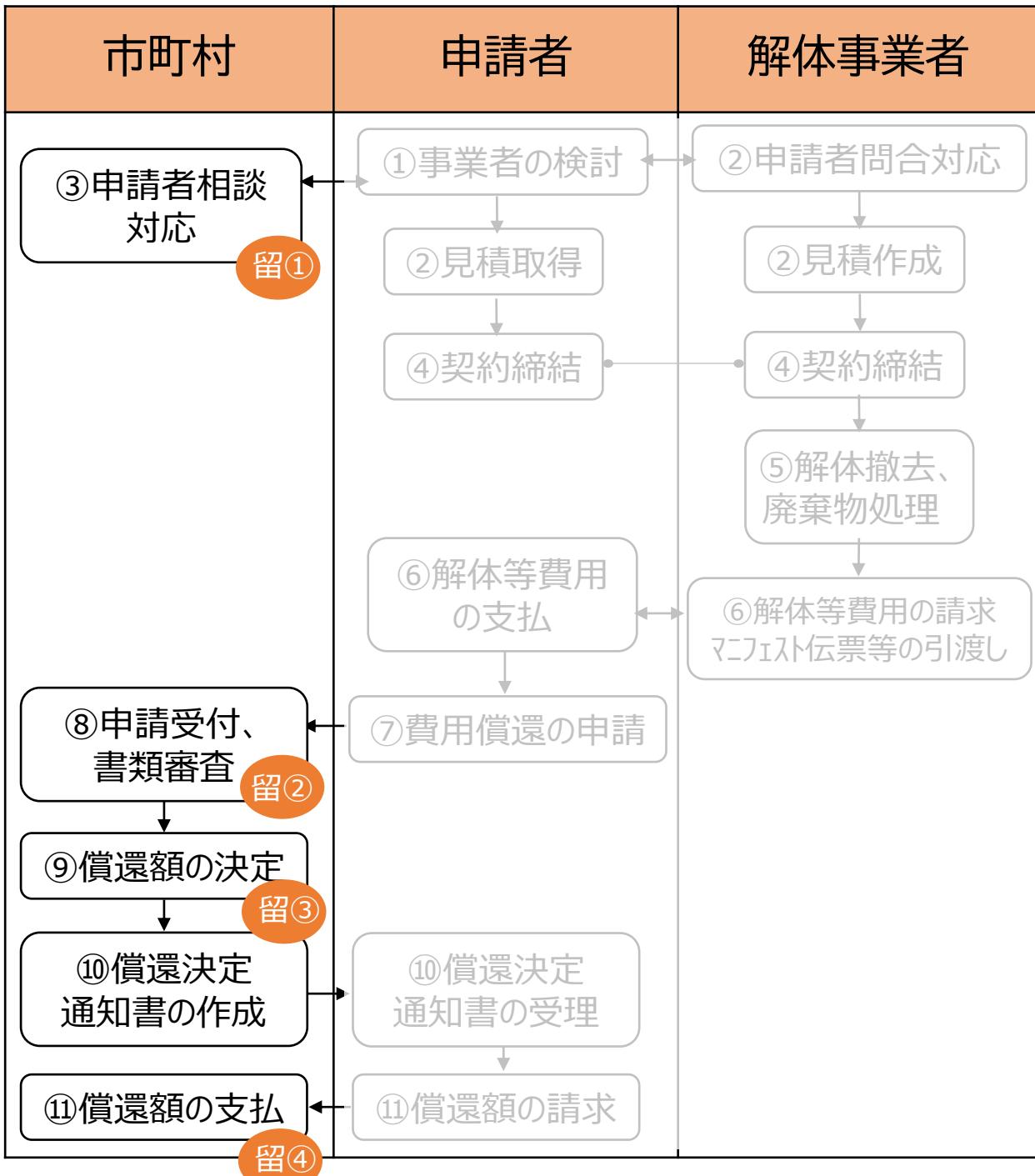
- 申請者、解体事業者、市町村における手続のフローを具体化。
- 自費解体（解体費用の立替えと払戻し）における補助対象は、基本的に公費解体と同様。

<自費解体（解体費用の立替えと払戻し）の主な手続のフロー>



3. 自費解体（解体費用の立替えと払戻し）の留意事項（市町村向け）

＜自費解体（解体費用の立替えと払戻し）の留意事項＞



留意事項①：申請者相談対応

- 申請者に費用償還の制度について正しく理解いただき、適切な解体事業者を選択できるよう、費用償還に係る留意事項等を示したチラシ等を活用し周知することが必要。
- 費用償還の制度を理解した解体事業者を利用するよう申請者へ周知することが必要。
- 解体事業者について、建設業許可業者、解体工事業登録業者が掲載されている都道府県のHP等を申請者に案内。
- 契約締結前に申請者が解体事業者より取得した見積書について、申請者から自己負担が生じないか市町村に相談があった場合には、その内容を確認するように。

留意事項②：申請受付・書類審査

- 家屋等の権利関係に関するトラブルを防止するため、当該家屋等の撤去費用を償還する前に家屋等の撤去費用の申請を行っている者と家屋等の所有者が同一人物であることを、原則として登記事項証明書などの被災家屋等の所有者、面積、構造等が確認できる書類にて確認。

留意事項③：償還額の決定

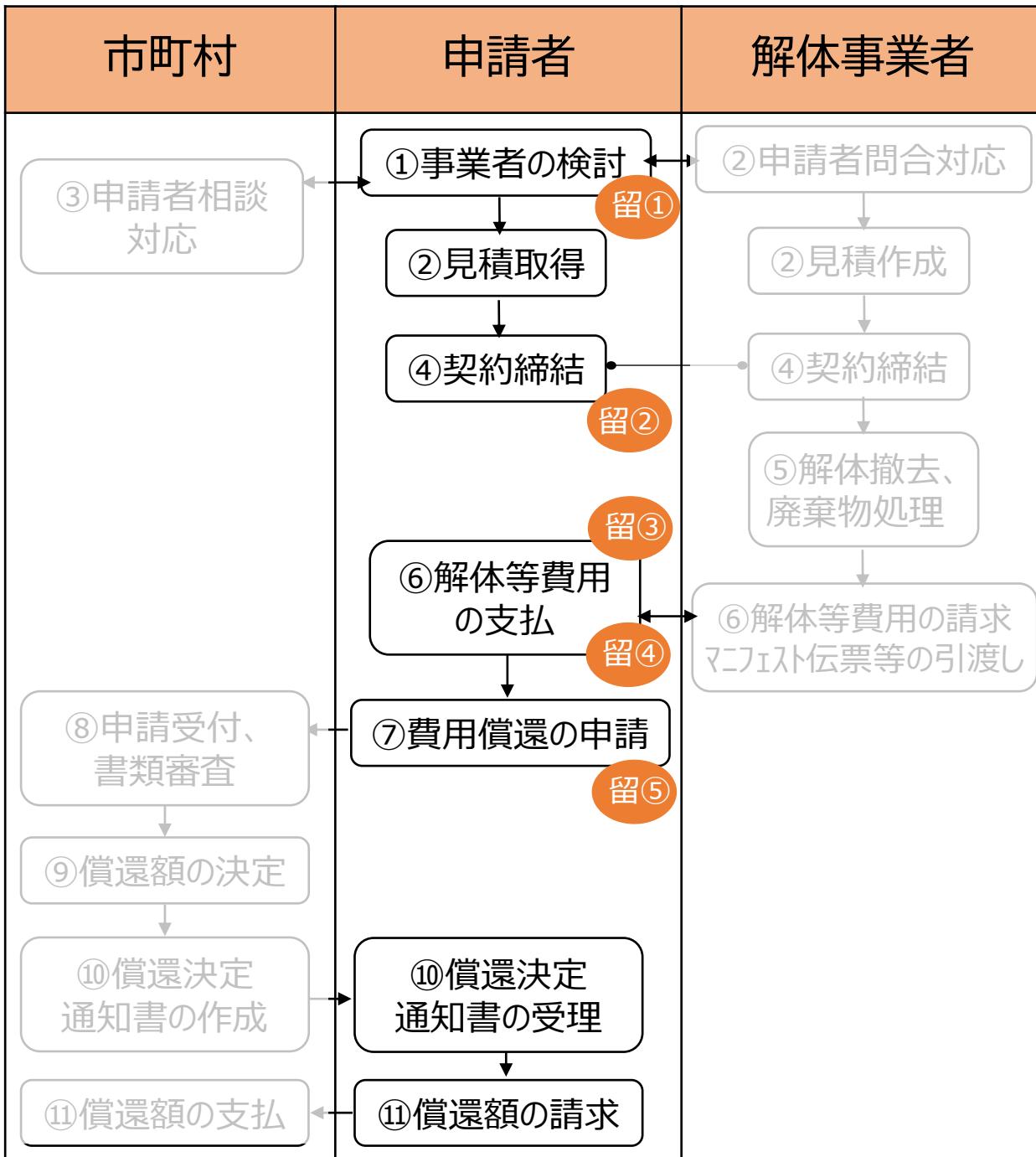
- 費用償還に係る費用の算定に当たって、市町村の担当者のみでは対応が困難であり、補償コンサルタント業務として外部へ委託する場合の費用は、災害等廃棄物処理事業費補助金の対象。

留意事項④：償還額の支払

- 申請者より費用償還の申請を受けた日から2か月以内に償還金を払うようとする
- 二重払い等費用の支払いに関するトラブルを防止するため、振込先が申請者の本人名義であることを必ず確認。

3. 自費解体（解体費用の立替えと払戻し）の留意事項（申請者向け）

＜自費解体（解体費用の立替えと払戻し）の留意事項＞



留意事項①：解体事業者の選定

- 建物等の解体には、解体事業者が解体工事業などの建設業許可又は解体工事業登録を取得していることが必要であり、都道府県のHP等において必ず確認。

留意事項②：市町村への相談

- 解体事業者との契約締結前に、複数の解体事業者から見積書等を取得し、市町村へ相談。
- 公費解体の対象外となる経費は自己負担となるため注意。

留意事項③：解体事業者による解体・撤去、廃棄物処理

- 解体又は撤去工事の前に、貴重品や思い出の品など必要なものを持ち出す。
- 解体・撤去により生じた廃棄物の処理が適正に行われたことを確認する書類としてマニフェスト伝票（写し）を解体事業者から入手。

留意事項④：解体事業者からの解体等費用の請求

- 解体完了後、解体事業者に対して、解体等費用の請求書とあわせて、解体等証明書、解体等の施工前・施工中・施工後の写真、マニフェスト伝票の写し、解体費用内訳書の提出を依頼。
- 請求書の金額が見積書の金額と同じであるか、異なる場合はその理由を確認。

留意事項⑤：費用償還の申請

- 市町村に対して、申請に必要な書類を提出。市町村により必要な書類が異なる場合があるため、市町村のHP等を確認。

4. 自費解体（解体費用の立替えと払戻し）における費用等の算定方法

自費解体の償還金額は、解体費、運搬費、処分費の合計額であり、その算定の考え方は、**公費解体を行った場合と同じ。公費解体と同様に算出した金額の範囲内であれば、自費解体の費用全額が償還される。**

$$\boxed{\text{解体費用
(合計金額)}} = \boxed{\text{解体費}} + \boxed{\text{運搬費}} + \boxed{\text{処分費}}$$

■ 上記の算出に際しては、以下のとおり行う。

- ・解体費と運搬費は、公費解体と同様に、環境省から発出された通知※における損壊家屋等の解体工事費の算定基準(以下「算定基準」という。)に従い算出。
- ・都道府県が算定基準により算出した単価を標準単価として市町村に周知し、市町村が公費解体の費用の算出に当該標準単価を使用している場合には、自費解体の費用の算出にも同一の単価を使用。
- ・処分費は、公費解体で使用する処分単価を使用。

※令和4年4月1日環循適発第22040117号「災害等廃棄物処理事業の取扱いについて」

※自費解体においても、公費解体と同様に、算定基準により算出することが適切ではない建物等については、合理的な単価等により算出した金額が上限となる。

注) 公費解体を行った場合と同様に算出した金額が上限になるため、相談時の見積額を超える請求額であっても、当該上限の範囲内であれば自己負担は生じない。

5. よくある質問

※以下の質問及び回答は本誌から一部を抜粋

問 解体費用が見積時よりも増加した場合はどうなりますか。

○費用償還金額の算定に当たっては、解体完了後に事業者から発行された請求書の金額を比較しますので、当該金額が見積時より増額したとしても、公費解体と同様に算定した金額の範囲内であれば、原則費用の全額が償還されます。

問 自費解体において、解体家屋等の所有者が残置した廃棄物（以下「残置物」という。）の片付けに要した費用は償還されますか。

○残置物については、災害により損傷するなどし、不要なものとして処分せざるを得ない家財・家電等を災害廃棄物とみなし、家屋の解体と併せて撤去する場合の費用も、公費解体で算定した金額の範囲内に収まつていれば全額償還されます。

問 所有者全員の同意が必要ですか。

○家屋等が倒壊、焼失又は流失等により滅失し建物性が認められない家屋等（以下「倒壊家屋等」という。）の解体・撤去については、当該家屋等の所有権等を有していた全ての者の同意がなくても、費用償還の申請を行って差し支えありません。

○また、倒壊家屋等以外の損壊家屋等については、共有者等の意向を確認することが困難な場合には、所有権等に関する紛争が発生しても申請者の責任において解決する旨の書面を提出することで費用償還の申請を行って差し支えありません。

問 自費解体の申請はいつまで行うことが可能でしょうか。

○各市町村において、自費解体の申請期限を設定していますので、当該期限までに申請してください。詳細は、各市町村により異なるため確認ください。

問 公費解体を申請しているが、自費解体の申請に切り替えることは可能ですか。

○各市町村の定める要綱によりますが、公費解体を申請している場合は、解体事業者が解体・撤去に着手するまでは、公費解体の申請を取り下げ、自費解体の申請に変更することができます。詳細は、各市町村にお問い合わせください。

6. 参考資料

<申請書標準様式>

参考例		家屋等の解体・撤去費用申請書		令和 年 月 日
○○市町村長殿 申請者		〒 -		
住所 フリガナ 氏名				印
生年月日		明・大・昭 年 月 日		
電話		- -		
申出者 <input type="checkbox"/> 所有者 <input type="checkbox"/> その他(所有者との関係)				
<p>令和〇年〇〇地震により全壊(・大規模半壊・中規模半壊・半壊)した下記の家屋等について、生活環境保全上支障が生じたため、既に解体・撤去しました。</p> <p>つきましては、当該家屋等の解体・撤去費用について、民法第702条に基づき○○市町村長にご負担いただくよう申請します。</p>				
家屋等所在地	<input type="checkbox"/> 申請者住所と同じ <input type="checkbox"/> 異なる 所在地()			
家屋等の種類	<input type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 倉庫・物置 <input type="checkbox"/> 分譲マンション(名称) <input type="checkbox"/> 賃貸・寮・社宅(名称) <input type="checkbox"/> 事務所・店舗・作業所 <input type="checkbox"/> その他()			
家屋等の所有者	<input type="checkbox"/> 申請者に同じ <input type="checkbox"/> 異なる場合 住所 フリガナ 氏名			
り災証明書 (被災証明書)	<input type="checkbox"/> り災証明書(被災証明書) <input type="checkbox"/> 有(証明書番号:) <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> り災状況 <input type="checkbox"/> 全壊(<input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 中規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊) <input type="checkbox"/> その他()			
振込先口座	金融機関名	支店名	種目	口座番号
			1 普通	
	金融機関コード	支店コード	口座名義人名(カタカナ)	
			2 当座	
解体・撤去前の家屋等の状況	<input type="checkbox"/> 既に倒壊していた <input type="checkbox"/> 他の家屋等に物的被害を生じさせていた <input type="checkbox"/> 家屋等の倒壊による人的・物的被害が生じるおそれがあった。 <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> その他敷地内の損壊物・状況()			
家屋等の権利関係	(1) 共有者 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり(自分の外 名) (2) 区分所有 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり (3) 権利関係(質権、抵当権、根抵当権等) <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり ⇒ (内容・権利者) 解体・撤去に関する権利者の同意 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり			
解体・撤去の状況	(1) 解体・撤去時期 契約日 令和 年 月 日 撤去開始 令和 年 月 日 撤去終了 令和 年 月 日			
	(2) 上記家屋等の解体・撤去等を委託した解体事業者の連絡先 解体事業者名 電話番号 所在地 〒			
	(3) 申請する解体・撤去費用 円			
1 / 2 ページ				
2 / 2 ページ				

<見積書標準様式>

見 積 書						
お名前 様		住所 会社名 代表取締役 電話番号				
①建 物	区分 上屋解体 基礎解体	項目	数量	単価(円)	金額(円)	
						備考 仮設・解体工事・集積積込費・重機回送費・アスベスト調査費・諸経費を含む。
		小計				
②廃材運搬費					処分先までの距離:	
					処分先までの距離:	
	小計					
③廃材処分費						
	小計					
④諸 経 費					別途計上の場合	
	小計					
⑤ 計	①+②+③+④					
⑥ 値 引 き						
⑦ 消 費 税	(⑤-⑥) ×10 %					
⑧ 計	⑤-⑥+⑦					
⑨ 値 引 き						
⑩ 宿 泊 費						
合 計 額	⑧-⑨+⑩					
特 記 事 項						

自費解体（解体費用の立替えと払戻し） 石川県お役立ち情報（概要）



1. 自費解体(解体費用の立替えと払戻し)チラシのひな形



能登半島地震で被災した建物の解体を考えている方へ

公費解体制度とは

- ・被害が甚大な災害により、生活環境保全上の支障の除去等を図り、迅速な復旧を図るため、市町が所有者に代わって家屋等の解体・撤去を行うものです。
- ・市町が損壊家屋等を解体・撤去する「**公費解体**」と
- ・所有者が自ら費用負担して解体業者と契約し解体・撤去を行い、市町から所有者に後で支払われる「**自費解体(解体費用の立替えと払戻し)**」とあります。



**自費解体（解体費用の立替えと払戻し）は、
市町が公費解体と同様に算定した範囲内で、
支払った費用は払戻されます！**



解体の契約をする前に、市(町)に相談を!!

制度の対象となるか、見積額が適正か※、申請に必要な書類は何かなどを確認しておく。

※できるだけ複数の信頼できる事業者から見積を取り、金額が妥当なものか判断する。（経費の内訳が記載されているものを比較検討する。）

注 意 点

- ・り災証明書（又は被災証明書）で「**全壊**」、「**大規模半壊**」、「**中規模半壊**」、「**半壊**」と判定された建物が対象となります。
(修理やリフォームに伴う解体や家屋の一部だけの解体は対象外です。)
- ・解体費用が、公費解体と同様の算定方法により市(町)が算定した額を超える場合、その超過額は自己負担となります。
- ・費用償還の申請には、見積書、契約書、領収書、解体廃棄物のマニフェスト（産業廃棄物管理票）、写真などを併せて提出することが必要です。
- ・登記情報や固定資産情報の面積と実面積が異なる場合、未登記の場合などについては、実面積がわかる資料や写真が必要になります。
※確認できない場合、費用償還の対象外となる場合があります。

2. 各市町での自費解体（解体費用の立替えと払戻し） の案内状況



- 市町では、「制度の対象となる範囲」、「必要な書類」など詳細な情報をホームページ等で案内
- **解体する建屋の所在する市町の情報を確認することが必要**

市町のホームページ例

令和6年能登半島地震で被災家屋などを自費で解体・撤去した方へ

ページID : 0015240
更新日 : 2024年7月1日更新
[通常ページへ戻る](#)

令和6年能登半島地震で「半壊」以上の被災した家屋などを「既に解体・撤去した方」「これから解体・撤去する方」の費用を償還します。

申請の前にご確認ください。

- [自費解体で建物の解体をお考えの方へ \[PDFファイル／158KB\]](#)
- [\(事業者向け\) 被災した建物を解体する事業者様へ \[PDFファイル／156KB\]](#)
- [よくある質問 \(自費解体の費用償還\) \[PDFファイル／213KB\]](#)

申請期間

令和6年5月1日（水曜日）から令和7年1月31日（金曜日）

※受付は予約制です、予約は下記までご連絡ください。（ウェブでも受け付けています。）
[公費解体受付専用ダイヤル（毎日8時30分から17時まで）]
Tel : 080-7974-1737
[公費解体受付ウェブ予約]
[費用償還制度受付カレンダー <外部リンク>](#)

※自費解体については、事前に市町にご相談ください。

※かほく市、津幡町、能美市、小松市、加賀市では自費解体に係る解体の契約期限を過ぎています。

市町名	HP	市町名	HP	市町名	HP
珠洲市		七尾市		津幡町	
輪島市		中能登町		内灘町	
能登町		羽咋市		金沢市	
穴水町		宝達志水町		能美市	
志賀町		かほく市		小松市	

3. 自費解体(解体費用の立替えと払戻し)の実施例



全額、払戻した例

種別	構造	階数	延床面積	申請額	償還額	備考
非住家	木造	2	237.11m ²	2,706,000円	2,706,000円	
住家	木造	2	109.30m ²	770,000円	770,000円	
非住家	木造	2	33.12m ²	1,138,500円	1,138,500円	
非住家	木造	2	307.42m ²	5,291,000円	5,291,000円	
非住家	木造	2	155.35m ²	1,545,000円	1,545,000円	
非住家	木造	1	14.87m ²	165,000円	165,000円	

一部、払戻した例

種別	構造	階数	延床面積	申請額	償還額	備考※
非住家	木造	2	113.33m ²	1,705,000円	1,677,619円	マニフェストなし
住家	木造	2	136.50m ²	3,188,900円	3,020,433円	対象外経費
非住家	木造	2	36.70m ²	2,035,000円	1,706,688円	対象外経費
非住家	木造	1	49.68m ²	823,438円	713,438円	マニフェストなし
住家	木造	2	88.29m ²	2,090,000円	1,823,240円	対象外経費
非住家	非木造	3	442.76m ²	11,770,000円	11,085,580円	対象外経費

※「対象外経費」：解体に支障のないブロック塀や立ち木の撤去、解体後に整地するための土砂搬入の費用は払戻しの対象外
「マニフェストなし」：廃棄物を処分した証拠書類がないため、処分費相当は払戻しの対象外



4. 解体工事ができる事業者

解体工事を実施できる

①建設業許可業者

②解体工事業登録業者

を県ホームページで紹介

(<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/haitai/kouhikaitai.html>)

自費解体（費用償還）に関する情報提供

自費解体（費用償還）をお考えの方へ（解体工事ができる事業者）

損壊家屋等の解体において、所有者が自ら費用負担して解体業者と契約し解体・撤去を行い、市町から所有者に後で支払われる「自費解体（費用償還）」をお考えの方は、市町担当課へご相談ください。なお、以下の①建設業許可または②解体工事業登録を有する業者が解体工事を行うことができます。

①建設業許可業者

[石川県知事建設業許可業者名簿はこちらから（県土木部監理課のページへ）](#)

注1) 「許可業種」について、以下の3つのいずれかの許可を有する必要があります

「土」…土木工事業※1、「建」…建築工事業※2、「解」…解体工事業

※1 請負金額が500万円未満の解体工事のみ

※2 請負金額が500万円以上の解体工事の場合は、総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を解体する工事の場合のみ

注2) 国土交通大臣許可業者、他の都道府県知事許可業者も解体工事を行うことができるため、それぞれのHP等によりご確認をお願いいたします。

②解体工事業登録業者

[解体工事業登録業者一覧はこちらから（県土木部監理課ページへ）](#)

※請負金額が500万円未満の解体工事のみ

建設業許可業者名簿の例（抜粋）

（許可番号順）

建設業許可業者名簿()

令和6年07月末現在

令和6年08月01日作成

許可番号	商号		許可業種			資本金額
	郵便番号	住所		代表者氏名	電話番号	
17-	建設(株)	92 1 石川県	土2建2と2鋼2舗2し2水2解2		076	千円 法人 無
17-	(株) 組	92 1 石川県	土2と2水2解2		076	千円 法人 有
17-	建設工業(株)	92 2 石川県	土2建2解2		0761	千円 法人 無



5. 県内の産業廃棄物処理施設など

県内の産業廃棄物処理業者の名簿及び処理施設の位置等をホームページで紹介

- ① 産業廃棄物処分業者（金沢市を除く）
- ② 産業廃棄物処分業者（金沢市）
- ③ 産業廃棄物処分業者位置図
- ④ 産業廃棄物収集運搬業者(積替え保管あり、宝達志水町以北)

(<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/haitai/kouhikaitai.html>)

産業廃棄物処理施設の位置（例）

解体工事業者の方へ（産業廃棄物処理業者）

自費解体により生じた解体ごみの処分について、県内の産業廃棄物処理業者（一覧）（令和6年4月1日現在）をお知らせします。

実際の搬入にあたっては、あらかじめ、各許可業者にお問い合わせください。

[Excel 産業廃棄物処分業者（金沢市を除く）（エクセル：32KB）](#)

[Excel 産業廃棄物処分業者（金沢市）（エクセル：44KB）](#)

[PDF 産業廃棄物処分業者位置図（PDF：375KB）](#)

[Excel 産業廃棄物収集運搬業者（積替え保管あり、宝達志水町以北）（エクセル：16KB）](#)

Ⅱ がれき類の中間処理施設（処分業：破碎）位置図 (令和5年4月現在)

優良産業廃棄物処分業者

